

令和5年度 第4回静岡市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日 令和6年1月18日(木)
- 2 会場 書面開催(委員が提出した意見書を事務局で集計、集計結果を会長が確認後、委員及び事務局で結果を共有)
- 3 出席者
- | | | |
|-------|-------------|----------------------|
| (委員) | 被保険者代表 | 小泉委員、荒尾委員、大石委員、望月和委員 |
| | 保険医・保険薬剤師代表 | 福地委員、望月篤委員、田村委員、河西委員 |
| | 公益代表 | 石上委員、高木委員、栗田委員、大石委員 |
| | 被用者保険等保険者代表 | 田ノ下委員、永井委員 |
| (事務局) | 保健福祉長寿局 | 池田保健福祉長寿局次長 |
| | 保険年金管理課 | 望月参与他 |
| | 健康づくり推進課 | 宮崎課長他 |
| | 福祉債権収納対策課 | 内野課長他 |
| | 葵区役所保険年金課 | 高須課長 |
| | 駿河区役所保険年金課 | 坂田課長 |
| | 清水区役所保険年金課 | 小倉課長 |
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 内容 議題
(1) 答申書案の確認
報告事項
(1) 第3期保健事業実施計画最終案について
(2) 賦課限度額及び所得判定基準の見直しについて
- 7 会議内容 別紙1～6のとおり

令和 5 年度第 4 回静岡市国民健康保険運営協議会 開催結果

1 開催日

令和 6 年 1 月 18 日 (木)

2 開催方法

書面開催

3 出席者

委員 14 人 (欠席者なし)

※意見書の提出 (会長は各委員から提出された意見書の確認) をもって出席とします。

4 議題「答申書案の確認」

(1) 「審議結果」について

賛成 13 票

反対 0 票

※協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによるとされています。(静岡市国民健康保険運営協議会規則第 5 条第 5 項) 本議題については、賛成多数のため、会長の表決はありません。

(2) 「理由」について

別紙 2 のとおり

(3) 「要望事項」について

別紙 3 のとおり

5 答申書について

答申書 (修正後) 別紙 4 のとおり

答申書 (修正箇所見え消し) 別紙 5 のとおり

※御提案いただいた修正事項については、全てその趣旨を踏まえた修正をしました。

6 報告事項

(1) 第 3 期保健事業実施計画最終案について

別添資料のとおり

(2) 賦課限度額及び所得判定基準の見直しについて

別紙 6 のとおり

「理由」について

意見書に記載のあったものを転記しています。ただし、「特になし」等の記載は省略させていただきます。また、「〇〇を修正」等、一部事務局で補記しています。(事務局で補記した個所は波線を付しています。)

委員	該当箇所	御意見
望月和義委員	—	全体の1人あたり納付金額が増加傾向にあるため保険料率を引き上げざるを得ない中、2,000円の引き上げが最も負担感が小さく、令和12年度に向けソフトランディングできる最適な形態であると考えます。
福地委員	2段落目	<p>そこで、納付金額の推移を見ると、1人あたり納付金額は増加傾向にあり、特に、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、後期高齢者医療支援金に係る納付金が増加しています。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>そこで、納付金額の推移を見ると、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、後期高齢者医療支援金に係る納付金の増加の影響等による納付金額総額の増加に加え、市国保被保険者数の減少により、1人あたり納付金額は増加傾向にあります。</p>
福地委員	3段落目	<p><u>(太字箇所を修正)</u></p> <p>また、都道府県単位化のもと国は、保険料水準の<u>都道府県単位</u>による統一を目指しており、静岡県においても、令和12年度までに納付金ベースの統一、最終的に保険料の完全統一を目指していく方針が示されています。</p>
福地委員	4段落目	<p><u>(太字箇所を修正)</u></p> <p>そのため、1人あたり納付金額が増加していることに加え、保険料水準統一までの<u>期間内</u>に、本来必要と考えられる保険料率にまで引き上げなければならないことも踏まえた検討が必要です。</p>
望月篤委員	5段落目	<p>そこで、</p> <p>①統一までに・・・上げること、</p> <p>②基金は激変緩和財源として・・・ゼロとすること、</p> <p>③過年度保険料の・・・確保しておくこと、</p> <p>を前提条件とし、令和6年度・・・</p> <p>①②③を縦に揃えた方が見やすいかな。</p>
大石直樹委員	—	被保険者の皆様が理解をされやすいように簡単に示して欲しいです。
永井委員	—	<p>増加する医療費や納付金を踏まえ保険料率の引き上げは必要と考えますが、一方、基金の活用により市民の負担及び負担感を極力小さくするよう配慮された、今回の答申案に賛成です。</p> <p>なお、保険料の軽減に資するよう引き続き保健事業対策や未納者に対する収納対策を確実の実施し、「保険者努力支援制度」を有効に利用頂きたくお願いいたします。</p>

「要望事項」について

意見書に記載のあったものを転記しています。ただし、「特になし」等の記載は省略させていただきます。

委員	該当箇所	御意見
望月和義委員	—	被保険者数が年々減少する反面、2025年問題の社会的影響の一つとして、今後、後期分の伸び率の更なるアップが見込まれるため、国の支援について、より一層強く要望していただきたいと思ます。
福地委員	(1)	<p>国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難であるという構造的課題がありますが、国民健康保険を持続可能な制度とするため、国に更なる公費拡充により財政基盤のより一層の強化を図ることを、引き続き要望していくこと。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難であるという構造的課題があることから、財政基盤のより一層の強化を図り持続可能な制度として維持するために、国に対して、更なる公費拡充を引き続き要望していくこと。</p>
福地委員	(2)	<p>都道府県単位化により財政運営の責任主体が県となっていること、静岡県では県内市町の保険料を統一する方針であり、統一にあたっては保険料率の引上げが必要であることなどについて、被保険者の理解を得ることができるよう、十分な周知を図っていくこと。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>都道府県単位化により財政運営の責任主体が県となっていること、また、静岡県は県内市町の保険料を統一する方針で、統一された場合静岡市国保の保険料率が引上げられる見込みであること等、被保険者の理解が得られるように十分な周知を図っていくこと。</p>
栗田委員	—	当保険を持続的可能な制度とするために、必要と思う。

答 申 書

令和 6 年 1 月

静岡市国民健康保険運営協議会

令和6年1月22日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市国民健康保険運営協議会
会長 石上 顕太郎

令和6年度静岡市国民健康保険料率について（答申）

令和5年10月5日付け05静保健保第2233号で静岡市国民健康保険運営協議会規則第4条第2号に基づき諮問がありました令和6年度静岡市国民健康保険料率について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について、要望事項を付し、次のとおり答申いたします。

記

1 審議結果

令和6年度の保険料率は、次のとおりとすることが妥当と考えます。

- ・医療分 据え置きとすること
- ・後期高齢者支援金分
所得割について、現行2.30%を2.57%に改定すること
均等割について、現行9,800円を10,500円に改定すること
平等割について、現行7,600円を7,900円に改定すること
- ・介護納付金分 据え置きとすること

2 理由

国民健康保険の都道府県単位化により、市は、毎年度、静岡県に事業費納付金（以下「納付金」という。）を納めており、保険料率は納付金を納めることができるように設定する必要があります。

そこで、納付金額の推移を見ると、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴う、後期高齢者医療支援金に係る納付金の増加による影響等により、納付金全体の額が増加していることに加え、静岡市国民健康保険の被保険者数の減少により、1人あたり納付金額は増加傾向にあります。

また、国は、保険料水準の都道府県単位による統一を目指しており、静岡県においても、令和12年度までに納付金ベースの統一、最終的に保険料率の完全統一を目指していく方針が示されています。現在、静岡市では基金及び繰越金を活用し、納付金を納めるために本来必要と考えられる保険料率よりも、実際の保険料率を低く抑えています。完全統一されると、基金等を活用した保険料率の抑制はできず、県が示すとおりに保険料率を設定しなければなりません。

そのため、1人あたり納付金額が増加していることに加え、保険料水準統一までの期間内に、本来必要と考えられる保険料率にまで引き上げなければならないことも踏まえた検討が必要です。

そこで、

①統一までに、本来必要と考えられる保険料率にまで保険料率を引き上げること

②基金は激変緩和財源として活用し、統一までに残高をゼロとすること

③過年度保険料の還付等にあてる財源を繰越金で確保しておくこと

を前提条件とし、令和6年度、1人あたり平均3,000円引き上げるもの、2,000円引き上げるもの、据え置きとするもの、という3つのパターンで試算を行いました。

保険料率の急激な変動を避けつつ、統一直前まで基金を確保し、市民の負担及び負担感も極力小さくする視点から検討したところ、2,000円引き上げた場合が、負担を将来に先送りすることなく、1人あたり納付金額の伸びに合わせた引上げであるとともに、基金を活用することで目の前の負担感にも配慮することができるため、最も妥当であると考えました。

また、後期高齢者医療支援金に係る納付金が増加していることから、2,000円の引上げは、後期高齢者支援金分に係る保険料で行うことが妥当であると考えます。

3 要望事項

- (1) 国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難であるという構造的課題があることから、財政基盤のより一層の強化を図り、持続可能な制度として維持するために、国に対して、更なる公費拡充を引き続き要望していくこと。
- (2) 都道府県単位化により財政運営の責任主体が県となっていること、また、静岡県は県内市町の保険料率を統一する方針で、統一された場合、静岡市国民健康保険の保険料率が引き上げられる見込みであること等、被保険者の理解が得られるように十分な周知を図っていくこと。

令和5年度静岡市国民健康保険運営協議会委員

会 長	石 上 顕太郎	公益代表 (静岡市議会議員)
会長職務代理	栗 田 裕 之	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	小 泉 住 雄	被保険者代表 (静岡市自治会連合会)
委 員	荒 尾 浩 子	被保険者代表 (公募委員)
委 員	大 石 泰 子	被保険者代表 (公募委員)
委 員	望 月 和 義	被保険者代表 (公募委員)
委 員	福 地 康 紀	保険医代表 (一般社団法人静岡市静岡医師会)
委 員	望 月 篤	保険医代表 (一般社団法人静岡市清水医師会)
委 員	田 村 史 之	保険医代表 (一般社団法人静岡市清水歯科医師会)
委 員	河 西 きよみ	保険薬剤師代表 (一般社団法人静岡市薬剤師会)
委 員	高 木 強	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	大 石 直 樹	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	田ノ下 倫 正	被用者保険等保険者代表 (静岡県自動車販売健康保険組合)
委 員	永 井 成 司	被用者保険等保険者代表 (静岡県金属工業健康保険組合)

答 申 書

令和6年1月

静岡市国民健康保険運営協議会

令和6年1月22日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市国民健康保険運営協議会
会長 石上 顕太郎

令和6年度静岡市国民健康保険料率について（答申）

令和5年10月5日付け05静保健保第2233号で静岡市国民健康保険運営協議会規則第4条第2号に基づき諮問がありました令和6年度静岡市国民健康保険料率について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について、要望事項を付し、次のとおり答申いたします。

記

1 審議結果

令和6年度の保険料率は、次のとおりとすることが妥当と考えます。

- ・医療分 据え置きとすること
- ・後期高齢者支援金分
所得割について、現行2.30%を2.57%に改定すること
均等割について、現行9,800円を10,500円に改定すること
平等割について、現行7,600円を7,900円に改定すること
- ・介護納付金分 据え置きとすること

2 理由

国民健康保険の都道府県単位化により、市は、毎年度、静岡県に事業費納付金（以下「納付金」という。）を納めており、保険料率は納付金を納めることができるように設定する必要があります。

そこで、納付金額の推移を見ると、~~1人あたり納付金額は増加傾向にあり、特に、~~団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴うより、後期高齢者医療支援金に係る納付金が増加による影響等により、納付金全体の額が増加していることに加え、静岡市国民健康保険の被保険者数の減少により、1人あたり納付金額は増加傾向にあります。

また、~~都道府県単位化のもと、~~国は、保険料水準の都道府県単位による統一を目指しており、静岡県においても、令和12年度までに納付金ベースの統一、最終的に保険料率の完全統一を目指していく方針が示されています。現在、静岡市では基金及び繰越金を活用し、納付金を納めるために本来必要と考えられる保険料率よりも、実際の保険料率を低く抑えています。完全統一されると、

基金等を活用した保険料率の抑制はできず、県が示すとおりに保険料率を設定しなければなりません。

そのため、1人あたり納付金額が増加していることに加え、保険料水準統一までの期間内に、本来必要と考えられる保険料率にまで引き上げなければならないことも踏まえた検討が必要です。

そこで、

①統一までに本来必要と考えられる保険料率にまで保険料率を引き上げること、

②基金は激変緩和財源として活用し、統一までに残高をゼロとすること、

③過年度保険料の還付等にあてる財源を繰越金で確保しておくこと、

を前提条件とし、令和6年度、1人あたり平均3,000円引き上げるもの、2,000円引き上げるもの、据え置きとするもの、という3つのパターンで試算を行いました。

保険料率の急激な変動を避けつつ、統一直前まで基金を確保し、市民の負担及び負担感も極力小さくする視点から検討したところ、2,000円引き上げた場合が、負担を将来に先送りすることなく、1人あたり納付金額の伸びに合わせた引上げであるとともに、基金を活用することで目の前の負担感にも配慮することができるため、最も妥当であると考えました。

また、後期高齢者医療支援金に係る納付金が増加していることから、2,000円の引上げは、後期高齢者支援金分に係る保険料で行うことが妥当であると考えます。

3 要望事項

- (1) 国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難であるという構造的課題があることから、~~ありますが、財政基盤のより一層の強化を図り、国民健康保険を持続可能な制度として維持するために、国に対して、更なる公費拡充により財政基盤のより一層の強化を図ることを~~引き続き要望していくこと。
- (2) 都道府県単位化により財政運営の責任主体が県となっていること、また、静岡県では県内市町の保険料率を統一する方針であり、統一された場合、~~にあたっては静岡市国民健康の保険料率がの引き上げられるが必要であると見込まれみであること等などについて、被保険者の理解がを得られることができるように~~十分な周知を図っていくこと。

令和5年度静岡市国民健康保険運営協議会委員

会 長	石 上 顕太郎	公益代表 (静岡市議会議員)
会長職務代理	栗 田 裕 之	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	小 泉 住 雄	被保険者代表 (静岡市自治会連合会)
委 員	荒 尾 浩 子	被保険者代表 (公募委員)
委 員	大 石 泰 子	被保険者代表 (公募委員)
委 員	望 月 和 義	被保険者代表 (公募委員)
委 員	福 地 康 紀	保険医代表 (一般社団法人静岡市静岡医師会)
委 員	望 月 篤	保険医代表 (一般社団法人静岡市清水医師会)
委 員	田 村 史 之	保険医代表 (一般社団法人静岡市清水歯科医師会)
委 員	河 西 きよみ	保険薬剤師代表 (一般社団法人静岡市薬剤師会)
委 員	高 木 強	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	大 石 直 樹	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	田ノ下 倫 正	被用者保険等保険者代表 (静岡県自動車販売健康保険組合)
委 員	永 井 成 司	被用者保険等保険者代表 (静岡県金属工業健康保険組合)

賦課限度額及び所得判定基準の見直しについて

- 国民健康保険料の賦課額に関する基準について、国民健康保険法施行令の一部を改正。
 - (1) 賦課限度額について、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を2万円引き上げる。
 - (2) 軽減措置について、次のとおり改正。
 - ① 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に改める。
 - ② 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に改める。
- 公布日：令和6年1月下旬（予定） 施行期日：令和6年4月1日

医療分

① 所得に応じ (所得割額) $(\text{令和4年中総所得金額等}^{\ast 1} - \text{基礎控除}^{\ast 2} 430,000\text{円}) \times \frac{6.08}{100} = \text{①}^{\ast 4}$

② 加入者に応じ (均等割額) $24,900\text{円}^{\ast 3} \times \text{人} = \text{②}$

③ 世帯あたり (平等割額) $20,900\text{円} = \text{③} 20,900\text{円}$

医療分計 (① + ② + ③) = **(A)**
最高限度額65万円

後期高齢者支援金分

① 所得に応じ (所得割額) $(\text{令和4年中総所得金額等}^{\ast 1} - \text{基礎控除}^{\ast 2} 430,000\text{円}) \times \frac{2.30}{100} = \text{①}^{\ast 4}$

② 加入者に応じ (均等割額) $9,800\text{円}^{\ast 3} \times \text{人} = \text{②}$

③ 世帯あたり (平等割額) $7,600\text{円} = \text{③} 7,600\text{円}$

後期高齢者支援金分計 (① + ② + ③) = **(B)**
最高限度額22万円

介護分

① 所得に応じ (所得割額) $(\text{令和4年中総所得金額等}^{\ast 1} - \text{基礎控除}^{\ast 2} 430,000\text{円}) \times \frac{2.33}{100} = \text{①}^{\ast 4}$

② 加入者に応じ (均等割額) $18,400\text{円} \times \text{人} = \text{②}$

介護分計 (① + ②) = **(C)**
最高限度額17万円

・介護分は、介護保険の第2号被保険者(40歳から64歳までの人)が対象となります。
 ・令和5年4月2日から令和6年4月1日の間に40歳になる人は、介護保険の第2号被保険者の資格を得る日(40歳の誕生日の前日)の属する月から納めます。
 ・65歳になる年度では、65歳になる月(誕生日の前日の属する月)の前月分までの介護保険料をすべて納期で割り振って計算してありますので、年度の途中で65歳になっても保険料は変わりません。
 ・指定障害者支援施設などの介護保険の適用除外施設^{※5}に入所または入院している人は介護保険料の納付対象者から除外されます。

3 保険料の軽減

(1) 低所得者に対する軽減

世帯主(擬制世帯主を含む。)および国保の被保険者と特定同一世帯所属者^{※1}の総所得金額等の合計金額(以下「合計所得」という)が一定以下の世帯の場合、保険料のうち均等割額と平等割額を次の割合で軽減します。

所得がないため確定申告や市民税申告の必要のない人や所得のある人の扶養となっている人は、国保への所得の申告が必要です。

所得の確認ができない人がいる世帯は、保険料の軽減が適用されません。ただし、20歳未満(生年月日が平成15年1月3日以降の人)は除きます。

① 令和4年中の合計所得が43万円+(10万円×(給与所得者等の数^{※3-1}))以下の世帯 → **均等割額と平等割額の7割を軽減します。**

② 令和4年中の合計所得が43万円+**29万円**×被保険者数^{※2}と世帯に属する特定同一世帯所属者数^{※1}の合算数)+(10万円×(給与所得者等の数^{※3-1}))の額以下の世帯 → **均等割額と平等割額の5割を軽減します。**

③ 令和4年中の合計所得が43万円+**53.5万円**×被保険者数^{※2}と世帯に属する特定同一世帯所属者数^{※1}の合算数)+(10万円×(給与所得者等の数^{※3-1}))の額以下の世帯 → **均等割額と平等割額の2割を軽減します。**

①～③の合計所得は次のように判定します。

- ・公的年金所得(令和5年1月1日で65歳以上)については、公的年金所得から15万円を除いた金額で計算します。
- ・分離課税所得については、特別控除前の金額で計算します。
- ・専従者給与については、受給者の収入とはせず、支給者の所得に戻して計算します。
- ・所得金額調整控除後の金額で計算します。

上記に該当しない人は、27ページ「**5**減額・免除制度」もご覧ください。

^{※1} 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の対象者のうち、後期高齢者医療制度に移行するまで、国保の被保険者の資格があり、かつ、そのときの国保の世帯主とそれ以後も同じ世帯に属する人(後期高齢者医療制度の資格取得日に国保の世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主(擬制世帯主)である人)のことであり、
^{※2} 被保険者数には、擬制世帯主を含みません。
^{※3} 給与所得者等の数とは、一定の給与所得(給与収入55万円超)または公的年金等の支給(65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超)を受ける人のことです。